



2017年5月24日

各位

会社名 古河機械金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮川尚久
(コード番号 5715 東証第1部)
問合せ先 執行役員 法務部長 宮嶋健
(電話番号 03-3212-6561)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月29日開催予定の第150回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合に係る議案ならびに単元株式数および発行可能株式総数等の変更に係る定款の一部変更議案につきまして、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年10月1日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に記載の株式併合に係る議案ならびに下記「3. 定款の一部変更」に記載の単元株式数および発行可能株式総数等の変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載の単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格水準を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするため、当社株式につきまして10株を1株に併合（以下「本株式併合」といいます。）するとともに、本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を8億株から8千万株に変更いたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 2017年10月1日をもって、同年9月30日(実質上は9月29日)の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 80,000,000株(併合前 800,000,000株)
- ④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(2017年3月31日現在)	404,455,680株
株式併合により減少する株式数	364,010,112株
株式併合後の発行済株式総数	40,445,568株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、「株式併合前の発行済株式総数」および併合割合に基づき算出した理論値です。

- ⑤併合により減少する株主数

2017年3月31日現在

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10株未満	914名 (4.03%)	2,727株 (0.00%)
10株以上	21,771名 (95.97%)	404,452,953株 (100.00%)
総株主数	22,685名 (100.00%)	404,455,680株 (100.00%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が1株未満の株主様(上記では「10株未満」に該当します。)914名は、下記⑥記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなります。

- ⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに下記「3.定款の一部変更」に記載の単元株式数および発行可能株式総数等の変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本年10月1日をもって効力が発生するものいたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①当社および当社子会社が営んでいる事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)を一部変更いたします。
- ②全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条(単元株式数)を変更いたします。また、当社発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて変更いたします。

- ③取締役会の運営に柔軟性を持たせるとともに、当社における最適な経営体制構築のための機動性を確保すべく、現行定款第 21 条(代表取締役及び役付取締役)を一部変更いたします。また、これに関連して、現行定款第 12 条(招集)、第 14 条(議長)および第 22 条(取締役会の招集権者及び議長)についても、所要の変更を行います。
- ④取締役会の活性化および意思決定の迅速化を通して更なる経営の効率化を図るため、現行定款第 18 条に定める取締役の員数を 18 名以内から 12 名以内に変更いたします。
- ⑤法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるため、現行定款第 30 条に、補欠監査役の選任に関する規定と、補欠監査役の選任決議の有効期間を 4 年とする旨の規定を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、その会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) 非鉄金属鉱業、非鉄金属製錬業、 <u>貴金属製品の製造及び鉄、非鉄金属等の有価金属の回収並びにその製品の販売</u>	(1) 非鉄金属鉱業、非鉄金属製錬業及び <u>貴金属製品の製造並びにそれらの製品の販売並びに鉄、非鉄金属等の有価金属の回収及びリサイクル業</u>
(2)～(5) (条文省略)	(2)～(5) (現行どおり)
(6) <u>立体駐車装置の製造及び販売</u>	(削除)
(7) 土木建設機械、鉱山機械、農業用機械、荷役機械、運搬機械、 <u>自動車車体及び自動車用木製部品</u> の製造及び販売	(6) 土木建設機械、鉱山機械、農業用機械、荷役機械、運搬機械及び <u>自動車車体の製造及び販売</u>
(8) 情報処理機器、コンピューターシステム、 <u>放送用機器</u> 及びソフトウェアの開発、製造及び販売	(7) 情報処理機器、コンピューターシステム及びソフトウェアの開発、製造及び販売
(9)～(11) (条文省略)	(8)～(10) (現行どおり)
(12) 硫酸、無機凝集剤、 <u>無機顔料</u> 等の化学工業品並びにこれらを製造する装置の製造及び販売	(11) 硫酸、無機凝集剤及び <u>無機顔料</u> 等の化学工業品並びにこれらを製造する装置の製造及び販売
(13) (条文省略)	(12) (現行どおり)
(14) 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業、 <u>リサイクル業</u> 及び緑化事業	(13) 産業廃棄物及び一般廃棄物の <u>収集、運搬、保管及び処理業並びにリサイクル業</u> 及び緑化事業
(15)～(17) (条文省略) (新設)	(14)～(16) (現行どおり)
(18) (条文省略)	(17) <u>貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業、内航海運業及び貨物利用運送事業</u>
(19) 倉庫業、古物売買業、労働者派遣事業、金融業、リース業、 <u>自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業</u> 及び <u>損害保険代理業</u> 、 <u>土石採取業</u> 、 <u>窯業</u> 、 <u>林業</u> 、 <u>石油及び石炭類の販売業</u>	(18) (現行どおり)
(20) (条文省略)	(19) 倉庫業、古物売買業、労働者派遣事業、金融業、リース業、土石採取業、窯業及び林業
2～3 (条文省略)	(20) (現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略)	2～3 (現行どおり)
	第3条～第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は8億株とする。 第7条 (条文省略) (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 第9条～第11条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は8千万株とする。 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 第9条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第12条 (条文省略) 2 株主総会は取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集する。 第13条 (条文省略) (議長) 第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役がこれにあたる。 第15条～第17条 (条文省略)	(招集) 第12条 (現行どおり) 2 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集する。 第13条 (現行どおり) (議長) 第14条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれにあたる。 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役がこれに代わる。 第15条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第18条 当社の取締役は、18名以内とする。 第19条～第20条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって会社を代表すべき取締役社長1名を定める。 3 前項のほか業務上必要があるときは、取締役会はその決議によって取締役会長及び取締役副社長各1名、専務取締役2名以内並びに常務取締役若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長がある場合は取締役会長がこれを招集しその議長となる。 (新設) 第23条～第28条 (条文省略)	(員数) 第18条 当社の取締役は、12名以内とする。 第19条～第20条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) (削除) 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序によって他の取締役がこれに代わる。 第23条～第28条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
第29条 (条文省略) (選任) 第30条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設) (新設) 第31条～第36条 (条文省略)	第29条 (現行どおり) (選任) 第30条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 第31条～第36条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第6章 計算	第6章 計算
第37条～第40条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則 本定款第6条及び第8条の変更は、2017年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、2017年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本株主総会において、本定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。ただし、第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更は、本株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として本年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

4. 主要日程

2017年 5月24日(水)	取締役会決議日(株主総会の招集を決定)
2017年 6月29日(木)	第150回定時株主総会開催日 定款一部変更(発行可能株式総数および単元株式数を除く。)の効力発生日
2017年 9月26日(火)	1,000株単位での売買最終日※
2017年 9月27日(水)	100株単位での売買開始日※
2017年10月 1日(日)	株式併合の効力発生日 定款一部変更(発行可能株式総数および単元株式数)の効力発生日
2017年10月下 旬	株式併合割当通知発送開始
2017年12月上 旬	端数処分代金支払開始

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生は、2017年10月1日の予定ですが、株式売買後の振替手続きの関係から、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更となる日は、2017年9月27日です。

添付資料

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

以上

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とは、どのようなことですか？

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とは、どのようなことですか？

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は、何ですか？

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018 年 10 月 1 日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式の売買単位当たりの価格水準を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とするため、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、2017 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は、次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後	
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数
1	2,000 株	2 個	200 株	2 個
2	1,100 株	1 個	110 株	1 個
3	1 株	0 個	0 株	0 個

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 2 の単元未満株式(効力発生後において例 2 では 10 株)につきましては、従前と同様に、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例 3 に発生する端数株式につきましては、会社法第 235 条に基づき全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は、2017 年 12 月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ・例 3 の株主様は、株式併合により全ての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 株式併合により、所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？

A5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上、株式数は10分の1になるものの、1株当たりの純資産額は、10倍となりますので、株主様の資産価値に変動はございません。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の10倍となります。

Q6. 配当金への影響はないのですか？

A6. ご所有の株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たりの配当金額を設定させていただく予定としておりますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、2018年(平成30年)3月期の配当予想につきましては、2017年5月11日に公表しております。

Q7. 何か手続きをしなければなりませんか？

A7. 特段のお手続きの必要は、ございません。

Q8. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか？

A8. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、次の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または次の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 番 号：(0120)782-031(フリーダイヤル)

受 付 時 間：午前9時から午後5時まで(平日)